

会 議 録

会議の名称	令和3年度第1回茨木市障害者施策推進分科会
開催日時	令和3年10月1日（金曜日）
開催場所	茨木市役所 南館10階 大会議室
議長	中西会長
出席者	富澤委員、石田委員、高田委員、福阪委員、竹岡委員、山口委員、宮林委員、多本委員、大川委員、太田委員
欠席者	なし
事務局職員	福岡市長、北川福祉部長、青木福祉部次長兼地域福祉課長、澤田福祉部次長兼福祉総合相談課長、中井こども育成部次長兼子育て支援課長、井上障害福祉課長、石井福祉指導監査課長、中島子育て支援課参事兼発達支援係長、藤山障害福祉課課長代理兼計画推進係長、刈込障害福祉課認定給付係長、名越福祉総合相談課相談二係長
議題(案件)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 会長職務代理者の選出について 2. 障害福祉計画（第5期）・障害児福祉計画（第1期）の取組状況等について 3. 令和3年度障害福祉関連事業について 4. 市立施設のあり方に関する検討について 5. その他
資料	<p>次第</p> <p>資料1 障害福祉計画（第5期）の取組状況等について</p> <p>資料2 令和3年度障害福祉関連事業について</p> <p>資料3 市立施設の在り方に関する検討について</p> <p>配席表</p> <p>資料1 差替資料</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	発 言 の 要 旨
刈込障害福祉課認定給付係長	<p>皆様、こんにちは。</p> <p>本日はお忙しい中、お集りいただきまして、誠にありがとうございます。定刻となりましたので、令和3年度第1回茨木市障害者施策推進分科会を開会させていただきます。</p> <p>私は、本日の司会を務めさせていただきます、障害福祉課の刈込と申します。よろしくお願いいいたします。</p> <p>本日はコロナウイルス感染症の拡大防止のため、会議時間につきましては、90分以内での終了、15時30分までを予定しておりますので、皆様、御協力のほどよろしくお願いいいたします。</p> <p>それではまず、開会に当たりまして、福岡市長より御挨拶を申し上げます。</p>
福岡市長	<p>皆さん、こんにちは。</p> <p>本日は、茨木市障害者施策推進分科会ということで開催いたしましたところ、中西会長をはじめ委員の皆様にはお忙しい中、御参加くださいまして誠にありがとうございます。</p> <p>この間、第5波ということで、障害福祉サービスにつきましても、市としまして、何とか途切れることなく継続していくんだということで、担当職員一丸となって取組を進めてきたところです。特に、本日もお越しいただいておりますが、事業者の皆様におかれましては、波が来ようが来まいが感染防止ということで、中におられる方、通われている方、そして、職員の皆様が非常に気を使って対応いただいておりますことに敬意と感謝を申し上げる次第でございます。</p> <p>御承知のとおり、緊急事態宣言の解除が本日付けでございますが、これまでの第5波までの流れを見ておきますと、波が来るのが大体4か月周期で来ているということが、誰が見ても見て取れるというところでございます。2か月少し、感染拡大減少の山があって、1か月と少し、谷、少し感染者が低い状態が続くと、これを繰り返していくという状況でございますので、解除はされたものの、また、第6波というような表現もされておりますけれども、来るのではないかとということで、市としましてもしっかりと引き続き気を引き締めてまいりたいと考えております。</p> <p>また、ワクチンにつきましては、高齢者の方は9割を超える方が既に接種済みということで、大変ありがたいというところではございます。市内全体におきましても、もう半分以上の方が接種されていると</p>

刈込障害福祉課認定給付係長	<p>いう状況でして、今は、市のほうで予約を受付けてはおりますが、予約が埋まらず、空いているというような状況でございます。やはり、ワクチンを接種いただくということは、重要なことではあると考えておりますので、引き続き、迷われている方は接種いただけるように、接種しないという意思も十分に尊重はしたいと思うんですけれども、その辺につきましても、市としてしっかり配慮してまいりたいというところでございます。</p> <p>本日は、障害福祉計画（第6期）・障害児福祉計画（第2期）が4月から策定して動いてはいるところですが、これまでの第5期、そして第1期計画についての取組状況について、皆さんに御報告させていただきます。</p> <p>また、忌憚なくたくさんの意見を頂戴しまして、より良い障害福祉、障害福祉サービスに努めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。</p> <p>それでは、今回、新たな任期における初めての会議となりますので、まず初めに、私のほうからお手元にあります配席表の順番に沿って、各委員の皆様の御紹介をさせていただきます。</p> <p>恐れ入りますが、お名前をお呼びしましたら、御起立いただきますようお願いいたします。</p> <p>では、配席表の順にまいります。</p> <p>まず、佛教大学、中西委員です。中西委員におれましては、総合保健福祉審議会会長、肥塚会長の指名により、本分科会会長を務めていただきます。</p>
中西会長 刈込障害福祉課認定給付係長	<p>よろしくお願ひします。中西です。</p> <p>続きまして、大阪人間科学大学、富澤委員です。</p>
富澤委員 刈込障害福祉課認定給付係長	<p>よろしくお願ひいたします。</p> <p>茨木市医師会、石田委員です。</p>
石田委員 刈込障害福祉課認定給付係長	<p>石田でございます。よろしくお願ひします。</p> <p>民生委員児童委員協議会、高田委員です。</p>
高田委員 刈込障害福祉課認定給付係長	<p>高田です。よろしくお願ひします。</p> <p>藍野療育園、福阪委員です。</p>

長
福阪委員
刈込障害福祉
課認定給付係
長
竹岡委員
刈込障害福祉
課認定給付係
長
山口委員
刈込障害福祉
課認定給付係
長
宮林委員
刈込障害福祉
課認定給付係
長
多本委員
刈込障害福祉
課認定給付係
長
大川委員
刈込障害福祉
課認定給付係
長
太田委員
刈込障害福祉
課認定給付係
長
福岡市長
刈込障害福祉
課認定給付係
長
北川福祉部長
刈込障害福祉
課認定給付係
長
青木地域福祉

福阪といいます。よろしくお願ひします。
市民委員、竹岡委員です。

よろしくお願ひいたします。
障害者地域自立支援協議会、山口委員です。

山口です。よろしくお願ひします。
茨木障害フォーラム、宮林委員です。

宮林です。よろしくお願ひします。
茨木障害フォーラム（でんでん虫の会）、多本委員です。

多本です。よろしくお願ひします。
発達障がいの子どもの将来を描く親の会あかね空、大川委員です。

大川と申します。よろしくお願ひいたします。
障害福祉サービス事業所連絡会、太田委員です。

太田 吾郎といいます。よろしくお願ひします。
以上、11名が障害者施策推進分科会委員となります。
次に、市の出席者につきまして、御紹介いたします。
まず、福岡市長です。

皆さん、どうぞよろしくお願ひいたします。
北川福祉部長です。

どうぞよろしくお願ひします。
青木福祉部次長兼地域福祉課長です。

どうぞよろしくお願ひいたします。

課長	
刈込障害福祉課認定給付係長	澤田福祉部次長兼福祉総合相談課長です。
澤田福祉総合相談課長	よろしく申し上げます。
刈込障害福祉課認定給付係長	中井子ども育成部次長兼子育て支援課長です。
中井子育て支援課長	中井です。よろしくお願ひいたします。
刈込障害福祉課認定給付係長	井上障害福祉課長です。
井上障害福祉課長	井上です。どうぞよろしくお願ひいたします。
刈込障害福祉課認定給付係長	石井福祉指導監査課長です。
石井福祉指導監査課長	どうぞよろしくお願ひいたします。
刈込障害福祉課認定給付係長	中島子育て支援課参事兼発達支援係長です。
中島子育て支援課参事	よろしく申し上げます。
刈込障害福祉課認定給付係長	藤山障害福祉課課長代理兼計画推進係長です。
藤山障害福祉課長	よろしく申し上げます。
刈込障害福祉課認定給付係長	私、障害福祉課認定給付係長の刈込です。よろしくお願ひします。
名越福祉総合相談課相談二係長	名越福祉総合相談課相談二係長です。
刈込障害福祉	よろしくお願ひします。
	以上になります。

課認定給付係長	<p>それではここで、福岡市長につきましては、他の公務のため、退席させていただきます。</p> <p style="text-align: center;">〔福岡市長 退席〕</p>
刈込障害福祉課認定給付係長	<p>それでは、会議を始めさせていただきます。</p> <p>まず最初に、会議資料等の確認をさせていただきます。</p> <p>本日の会議資料といたしまして、事前に送付させていただきました、次第、資料1から3。次に、お席に置かせていただいておりますが、配席表、資料1の一部差し替え資料。最後に参考資料といたしまして、計画書、以上のものをお持ちでしょうか。よろしいでしょうか。</p> <p>お持ちでなければ、係の者がお持ちいたしますので、挙手をお願いいたします。</p>
中西会長	<p>それでは、会議の議事進行は会長が行うこととなっておりますので、中西会長、よろしく願いいたします。</p> <p>初めまして、今期から会長を仰せつかりまして、本会議の議事進行を進めることになりました、佛教大学の中西といいます。何せ初めてなので、すごく今どきどきしておりますけれども、円滑な会議といろいろな意見を言っていたきまして、実りある会議にしたいと思っておりますのでよろしくお願い致します。</p> <p>それでは、これより会議を始めたいと存じます。</p> <p>委員の皆様におかれましては、障害福祉の増進のために積極的な御意見を賜りますようお願い致します。</p> <p>なお、本分科会の会議録は、原則公開ということになりますので、御了解いただきますようお願い致します。</p> <p>それでは、本日の委員の出席状況につきまして、事務局から報告をお願いいたします。</p>
刈込障害福祉課認定給付係長	<p>本日の委員の出席状況につきまして、御報告いたします。</p> <p>委員総数11人のうち、御出席11人、全員出席されております。</p> <p>半数以上の御出席をいただいておりますので、当審議会規則第8条第2項により、会議は成立しております。</p> <p>また、本日は、お2人の方が傍聴されていることを御報告いたします。</p>
中西会長	<p>以上です。</p> <p>ありがとうございます。それでは、議事に入ります。</p> <p>議題1「会長職務代理者の選出について」です。</p> <p>職務代理者は、茨木市総合保健福祉審議会規則第7条第5項により、会長が指名することになっております。</p> <p>職務代理者には、大阪人間科学大学の富澤委員をお願いしたいと存じます。富澤委員、よろしくお願い致します。</p>

富澤委員
中西会長

よろしく申し上げます。

では、次の議題に移りますが、まず初めに、会議の進め方についてお諮りしたいと思います。それぞれの議題について、事務局のほうから説明を受け、その内容について、順次、皆様から御意見、御質問などをいただくということによろしいでしょうか。

特に御異議とかございませんでしょうかね。大丈夫でしょうか。

ありがとうございます。それでは、そのように進めさせていただきます。

では、議題2「障害福祉計画（第5期）・障害児福祉計画（第1期）の取組状況について」事務局から御説明をお願いします。

藤山障害福祉
課長代理

障害福祉課計画推進係長の藤山と申します。お手元の資料1に沿って、障害福祉課と子育て支援課から順に御説明をさせていただきます。座って説明させていただきます。

まずは、「障害福祉計画（第5期）の取組状況について」です。なお、会議の時間の都合もございますので、全ての項目ということではなく、主な項目を抜粋しての御説明とさせていただきます。御了解お願いいたします。

第6期の計画冊子においては、第5期計画の進捗は、令和元年度末までの取組状況を掲載しておるんですが、今回は、令和2年度末までの計画期間満了時点での実績を資料1としてお示しをさせていただきます。

まずは、資料の1ページの最初、施設入所者の地域生活への移行者数についてです。昨年度におきましては、福祉施設からの地域移行者が3名いらっしゃいまして、第5期の計画期間全体を通していいますと、合計6人の方が施設からの地域生活移行をされています。

また、施設入所者の削減数については、お一人ということで、いずれの目標も計画期間の目標達成には至っておりません。

施設入所者の地域移行に当たりましては、新型コロナウイルス流行の影響を受けまして、施設訪問であったりとか、地域で暮らす人との施設入所者の方との交流会というもの、以前に企画をしておったものかと思うような取組ができなかったという部分もございますが、新しい計画におきましても、重点的に取り組むべき課題として掲げておる項目になります。

続きまして、2ページ、点字資料のほうでは、6ページということになります。3番としての障害者の地域生活の支援という項目についてです。

この後の議題の3でも触れる部分になりますが、茨木市における地域生活支援拠点等の整備については、令和2年度末で一定完了をして

おります。

今年度、令和3年度以降につきましては、地域生活支援拠点に必要な機能として示されている、5つの機能につきまして、それぞれ試行や検証を重ねながら、障害があっても暮らし続けられる地域、茨木市づくりを進めていくこととなります。

続きまして、墨字資料の3ページ、点字資料では7ページの中段あたりということになりますが、4番、福祉施設から一般就労への移行者数という項目になりますが、新型コロナウイルス感染症の影響等もある中で、市内においては、就労移行支援事業の利用者数、あるいは就労移行率、その他サービスも含む就労移行者数が計画の目標を順調に達成することができた項目となります。

また、平成30年度に新設をされました就労定着支援のサービスについても、利用開始後1年を経過した利用者の職場定着率の目標は達成することができております。

ただ、これにつきましては、関係機関等から職場定着ということは1年という短いスパンでは達成したとは言えないというような御意見も頂いております。中長期にわたる定着をどのように支援して、その効果をどのように確認していくのかという方法についての検討も今後必要になってくるというふうに思っております。

続きまして、本日の差し替え資料としてお示しした部分になりますけれども、こちらが就労継続支援（B型）事業の平均工賃月額についてです。

令和2年度、昨年度につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響が非常に大きくて、自主製品の販売機会等もかなり無くなってしまったりですとか、役務、いろいろなお仕事をくださる会社そのものがしんどくなって、役務の受注が減少したりとか、そういうようなことがありまして、平均工賃でも若干のマイナスとなっております。それがなくてもというところではあるんですが、計画の目標も依然として達成がその項目についてはできてないという状況でありまして、今後未来に向かいますとは、例えばICTの活用など、リモートでできる仕事であったりとか、コロナ禍にも対応した新しい試みを検討していく必要があるというふうには考えています。

続きまして、資料6ページ、点字の資料では15ページの下段辺りということになりますが、ここからは活動指標といたしまして様々なサービスの実績及び達成率をお示ししています。

自立支援給付の中の訪問系サービスや短期入所に関しましては、ほぼ全てのサービスにおいて、計画の値を上回る実績となっておりますけれども、外出支援の性質を含む同行援護ですとか、支援する家族の負

担軽減を目的とする短期入所など一部のサービスにつきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による利用控えとも思われる実績の減少が令和2年度に見られます。短期入所につきましては、地域生活支援拠点の機能としても想定されるサービスになりますので、人材確保・人材育成手段というものを構築していくことが必要であるというふうに考えています。

次に、資料10ページ、点字の資料でいいますと、42ページの中段辺りになりますが、相談支援についての項目になります。

計画相談支援の実績につきましては、着実に増加はしております。第5期計画の値も上回っての推移とはなっております。第6期計画につきましては、この推移をさらに加速、推進していくということを考えた指標を設定しております。引き続き、相談の担い手を増やすための取組を行うことと併せまして、基幹相談支援センターを中心とした地域全体の相談支援体制の中で、サービス利用者の意向等をキャッチしていく必要があるというふうに考えています。

資料では、11ページから15ページ、点字資料では、48ページから67ページと、ちょっと範囲が広がりますけれども、こちらの中で、地域生活支援事業に関しての実績をお示ししています。

様々なサービスがある中で、こちらでも新型コロナウイルス感染症の影響で、移動支援や日中一時支援（日帰りショートステイ）のサービスについては、やはり利用控えと思われる減少が見られています。

また、令和2年度につきましては、手話奉仕員養成研修について、新型コロナウイルスの影響で開催することができませんでした。ただ、この研修につきましては、令和3年度では、リモート方式と対面方式とを併用する形によって、今の現状を含め、研修を実施しております。

障害福祉計画については以上になりますので、続きまして、障害児福祉計画について、子育て支援課から説明させていただきます。

子育て支援課の中島と申します。よろしくお願いいたします。

児童福祉法に定める「障害児福祉計画（第1期）の取組状況について」です。

成果目標につきましては、見込量に到達しているものがほとんどですが、引き続き充実を図る方向性で評価しております。

その中で、点字資料では73ページの2行目辺り、墨字では17ページの（5）医療的ケア児コーディネーターの配置についてです。令和2年度末で実績が0になっておりますが、これについては、後の資料2のほうで触れさせていただきます。

続きまして、点字資料でいうと77ページ中ほど、墨字資料では18ページ中ほどの障害児通所支援の評価についてです。

中島子育て支援課参事

中西会長	<p>活動指標のほうになります。こちらでも新型コロナウイルス感染症予防の行動もありまして、全体的に利用者数に伸びは見られません。特に未就学児に対するサービスである医療型児童発達支援については、利用者数が減少の傾向にありました。</p> <p>また、その次の障害児相談支援では、点字資料78ページ中ほどからの評価にもありますとおり、実績値は増加しているんですけども、誰もが利用できる状況には達していません。</p> <p>令和2度からは、相談支援事業所への補助を拡充するなど、利用の拡大に努めているところです。</p> <p>以上です。</p>
太田委員	<p>ありがとうございます。それでは、ただいまの説明について、御意見、御質問等ございましたらお受けいたしますので、何か御意見がありましたら、よろしくお願ひします。</p> <p>太田委員、よろしくお願ひします。</p> <p>まず、最初の方に言ったほうがよかったのかもしれないですけど、やはり時間の制限もあるので、進め方について、事前に質問表とかを配ってもらって、質問を事前に聞いてもらって、それに対する答えをある程度共有した上で、進行していただいたほうが、今後いいかなと思いますのでよろしくお願ひします。</p>
中西会長	<p>質問ですけども、1ページの福祉施設の入所者の地域生活への移行のところですが、まず、この6人の方が移行したということで、この資料、なかなか、これだけ見てもどう捉えていいのかわからないんですが、この6人の方の内訳といいますか、ここに上がっているのは茨木市が援護の実施者になっている人に限定されていると思うんですけど、茨木市の援護の実施者になっている方は、茨木市在住の方だけではなくて、他市の施設に入所されている人とかが多いんですね。じゃあ、この6人の方はどこの市の施設から、どこの市の地域へ移行したのか、そういうようなところを教えてくださいなと思います。</p>
藤山障害福祉課長代理	<p>ありがとうございます。会議の進め方について、今後そういう形も検討いただくということでいいですかね。</p> <p>それでは、今の御質問に関して、お答えいただけますでしょうか。</p> <p>6人の方の内訳及びどういう形での地域移行になったのかということですけども、お願ひします。</p> <p>障害福祉課の藤山です。</p> <p>個別の地域移行のケースについてですね、どちらの市にお住まいになったかとかいうところについては、今、手元に資料がございませんので、詳細なお答えをすることが難しくなります。よろしくお願ひし</p>

中西会長
太田委員

ます。

太田委員、どうぞ。

今、難しいということですが、その辺りもね、やっぱり出していかないと、なかなか実体が分からないというところがありますので、今後、本当に地域移行を進めていくためには、その辺り具体的に見ていく必要があるかなと思いますので、よろしくお願いします。

少なくとも、自立支援協議会の地域移行・地域定着部会で取り組んでいくということなので、ここではそういったことも共有をして、どう取り組んでいくのか。本当は、他市の施設にもしっかり訪問をして、地域移行をしっかりと情報提供をして進めていくということが大事かなと思いますのでお願いします。

それと、ずっと課題としては上がっているんですが、振り返って、平成30年度第1回の分科会資料を確認させてもらったんですけど、その時点では、入所者数が平成25年度は115人ということで、平成29年度に126人になっています。115から126、11人増えてると。削減しようということだったんだけど、11人増えているという課題が当時あったんですね。当時は、ここの資料でいう、左側の施設入所者数、ここが115だったんですね。でも、これが第5期に入って、このベースになる数字が128に増えてるんですね。じゃあ、もともとは115から頑張ろうとしてたのが、今、もう115というのは消えちゃって、128からスタートみたいになってしまっているんで、その辺りも計画自体はこうあるのは仕方ないかもしれないですが、しっかり取り組んでいくときには、ここまで遡って現状をしっかりと総括するということが必要かなと思いますので、よろしくお願いします。

それと、最後の質問ですが、この間、私、委員をさせてもらって、この地域移行のところでは、繰り返しいつも意見をさせてもらいましたけれども、何かそういった意見というのは、一つでも反映されたことがあれば、教えていただきたいなと思います。

以上です。

ありがとうございます。

太田委員のほうから、資料について遡っていただいて、数字のほうで以前は115だったのが、増えてきているということで、その辺りの資料の提示の方法とかを含めて、そういう形の総括も含めて、ちゃんと資料の提示の中での議論があったほうがよいのではないかなという話ですね。また、私も平成30年ぐらいから参加しているんですが、太田委員が繰り返し言われているところについて、計画状況の反映という形はどうなっているのかという御意見ですが、その

中西会長

藤山障害福祉
課長代理

辺り事務局のほうから何か御意見等ございませんでしょうか。

障害福祉課の藤山です。

私が記憶しているところであれば、太田委員が繰り返しおっしゃってくださっているというのは、やはり地域移行が進まない現状について、市が重く認識をして、市として姿勢を見せていかなければいけないというような趣旨のことを、繰り返しおっしゃってくださっていたかなというふうに思っておりますが。それで、間違いはないでしょうか。

太田委員

それもなんですけれども、茨木市だけではなくて、地域移行を進める側、事業所や相談支援も含めて、入所施設あるいはグループホーム事業所、みんなが本気でこの必要性を認識して取り組むことが、まず大事なかなということで、具体的には、研修会等、この障害者権利条約や障害者基本法、総合支援法等の理念をしっかりとまず進める側で共有するための研修会を具体的には行ってはどうかなということでお伝えしていました。

藤山障害福祉
課長代理

まず、姿勢の件に関しましては、結果として数字に表れていないので、その辺をどのように評価されるかというところには、御意見いろいろあるかとは思いますが、太田さんもよく御存じのように、事業所連絡会さんのほうで施設入所のサービスをされておられる事業所さんもございますので、そういったところにも障害福祉の地域自立支援協議会の地域移行に関する部会のほうに、この平成30年からの間に新たに入っていて、どちらかという、施設の人が悪いじゃないですけれども、施設が悪であって、地域で暮らすのが善みみたいな、そういう単純なものでは恐らくないというふうに思っております。施設で支援をされている方も地域移行について、きっちりと同じテーブルで考えるという土壌については、地域移行部会の中では整ってきておるかなというふうには思っております。

後、研修のところにつきましては、その研修、地域移行というものの中での考え方も、ちょっと切り口がいろいろあるのと、先ほど、施設は悪で、地域は善だというような言い方を極端な言い方でしましたけれども、そこについても、人によってなかなか考え方が違うというところがあって、どういう趣旨の研修を実施するのかということが、なかなか定まらないということもあって、今、企画がし切れていないところはございます。本年度から地域生活支援拠点というものは整備が完了しまして、本格稼働していく中で、地域の福祉人材を確保・養成するための機能というものがその中にございます。それで、まず福祉人材が一緒になって勉強するとか、スキルアップをするための仕組みというものを作り上げておりました、そこにはサービス事業所連絡

会さんも自立支援協議会も入った形で、どんな研修をしたらいいかということをお互いに企画し合い、それをハートフルという場所で、お金と場所を用意して、講師を呼んでやりましょうという仕組みを作っておりますので、また、太田さんもそういった中で、こういう研修をやったらどうやろうかという御意見を頂くことで実現していくのであろうというふうに考えています。

以上です。

太田委員、大丈夫よろしいでしょうか。

僕もそういう場で言いますが、せっかくこの分科会でずっと意見をお伝えしているのに、やっぱりそこは、意見を言ったけれども、それが全然検討もされない、実施もされないということであれば、もうここで言いつ放しということ、もっと言えば、もう言っても仕方がないなということになっていってしまいますので、もちろん僕は別の場でもしっかり一緒に取り組ませてもらいたいとは思っていますが、やはり一方では、この分科会での意見というのもしっかり検討して次につなげるということもお願いしたいなと思います。よろしくお願ひします。

太田委員、ありがとうございます。

そうですね、非常に大事なところをおっしゃっていただいて、今、日本ではいろいろと障害に関する法律も定められてきて、茨木市さんのほうでも誰もが暮らせるようになっていきますので、その辺り、特に理念に関しては、コンセンサスを得て、実行できればと思っていますので、また、御協力いただきたいと思います。事務局のほうもまた、そういう形で御検討いただければと思います。

では、ほかに御質問とかございましたら、この資料1に関して御意見ありましたら。

竹岡委員、よろしくお願ひします。

質問が検討違いだったらすみません。差替資料について、こういった「工賃向上に向けて、市内の大型商業施設に協力を依頼し、商品の販売機会を検討します。」とあるんですが、こういうのは具体的に新たな試みを行うというのは、具体的に言うと、大型商業施設というのはどこどこでとか、何かイオンさんとかそういうところでやって、検討されているのかとか、その拡大を検討するのはどこで、それは市役所事務局の方だけがこうしてくださってるのか、事業所さんたちと一緒に考えて動いていってるのかどうなのかなというのと。18ページの「相談支援については、実績値は増加していますが、誰もが利用できる状況には至っていません。相談支援専門員の人材確保を図るため相談支援事業所への補助をさらに拡充し、利用の拡大に努めていま

中西会長
太田委員

中西会長

竹岡委員

す。」とあるのも、なぜ誰もが利用できる状況には至っていないのかというのと、それは相談支援専門員の人材が少ないから誰もが利用できる状況には至っていないのか、PRが弱いのか、また、人材確保をどうやって図っていくのか、相談支援事業所補助を拡充、利用の拡大というところも具体的にどういうふうに進めていくのか、それも市役所がしてくださってるのか、それとももっと、こういう場で皆が意見を出して、こういうふうにしたらどうなのですかと、今も太田委員さんが言ってくださっているみたいな感じで、一緒に決めていくということもできるのかというのと、後、さっき、太田さんがおっしゃっていた、これから福祉人材を養成とかおっしゃったところも、福祉人材というのは、増やすというのは、また、決められた事業所の代表者とか、そういう方だけの福祉人材という形の考えなのか、また、新たに私みたいな市民とか、誰もが福祉人材としてこういうところに参加したいというところに入っていけるのかという、3つについて答えてほしいんですけど。

中西会長

御質問、ありがとうございます。工賃の件と、工賃の大型商業施設の件とか、あるいは相談支援が減っている理由とかですね、その辺り、また、福祉人材を増やすというその辺の決められた中での人材なのか、市民も参加できるのかなど、事務局のほうから、御回答とか、何かありますでしょうか。

藤山障害福祉
課長代理

これも私のほうからお答えできるものについて、させていただきます。

まず、工賃についてです。この工賃を上げるということに関しましては、まず、一義的には、例えば、就労継続支援（B型）事業所がその自分の事業所に通う利用者さんへの工賃をどのようにして増やすかということをまずは考えることがスタートかなというふうに思っています。その中で事業所様の努力によって、新しい仕事を見つけてくるであったりとか、その作業効率を上げていくということによって、工賃を少しでも多く利用者さんに還元していくということをまず考えて、多分どの事業所さんも日々努力をしてくださっているというふうには思っています。ただ、もちろんその工賃を上げるだけではなくて、日々のその方の日中の過ごし場所というような性質もございますので、福祉的な支援と両立をしていく中で、非常にマンパワーがどの事業者さんも厳しいというような現状をお聞きしています。新しい販路の拡大であったりとか、新たな製品、商品の開発であったりとか、そういったところをできたらいいのですが、なかなかそこまで仕事の余裕が回らないよというような苦勞を各事業所さんがおっしゃっていると現状がありまして、そこについて、行政、市のほうでも少しお手

伝いがないかということがありまして、いろいろな方策を考えているということになります。その中で、一つがそういった販売機会を作るとかいうようなことになるんですけども、それは茨木市としては、今は委託事業として就労促進事業という名前で社会福祉法人さんにそういった業務を委託しています。販売したいんだと、ちょっと探しにイオンに行ってきたらどうか。今まででいうと、イオン、つい先日、9月20日過ぎにもJRのほうのイオン茨木のほうで3日間、そういった、高槻の事業所との合同にはなるんですが、販売機会を設けさせていただいた。後、今年度でいいますと、今月10月の中旬過ぎに、高槻の安満遺跡公園のほうで、また同じような販売機会を設ける。後は、年明けて2月ぐらいにも、もう一度イオンのほうでする予定が今年度内にございます。ちょっとコロナで一旦止まったりはしたんですけども、福井のアルプラザさんのほうでも販売させていただいたりとかいうことがあります。ちょっとコロナで止まったものが、また、コロナが落ち着いてきたら、ちょっとずつ再開できて、さらにもう少し増やしていけたらいいなあというふうに思っております、また、太田のほうにできましたイオンタウンさんのほうにもお声かけなんかしていけたらいいかなというふうに考えております。これについては、市と市の委託事業と併せて、いろいろなお声かけをして、そこにそれぞれの事業所さんが参画をしていただくという形で工賃向上のための取組を進めていくということになります。

相談のところにつきましては、児童のところでも御質問いただいておりますが、児童だけでなく、18歳以上についても共通の課題になりますので、併せて説明させていただくんですが、全ての人に行き渡らない状況ということの一番大きな原因はマンパワー不足ということになります。もちろん、サービス等利用計画、計画相談支援のメリットみたいなものが十分に伝わっていないケースというの、もちろん存在はすると思いますが、やはり一番はマンパワー不足ということになろうかと思っております。

この計画相談支援に携わることのできる、いわゆる職員というのは、今日入職してすぐできるというものではないんですね。やはり、一定の職務経験を経た上で、所定の資格を取っていただいて、初めてこのサービスに従事することができるということもありますので、それぞれの事業所、法人さんの中でこういったサービスに従事することのできる人材をどのように確保して、養成していくのかということが事業所さんとしても、限られた人材の中で様々なサービスを提供しておられるという状況で、ちょっと難しい部分もあるというふうにはお伺いしています。

具体的にどのような支援をしているのかということと言えますと、この18ページに書いてある「相談支援事業所への補助をさらに拡充し」というものにつきましては、このサービス等利用計画を新たに今まで御利用されてなかった方が御利用いただく、その1件について幾らという形で補助、その事業所様にあてさせていただくという形の補助になります。それに加えて、今年度、またこの後、議題の3のほうでも少し触れることになるかと思えますけれども、その相談支援に従事する事業所そのものを増やすということで、新たな事業所を開設していただくことに対する補助というものも、今年度から、令和3年度になりますけれども、今年度に新たに創設をさせていただいて、その部分両面で、今既に従事していただいている方に、もう1件、2件頑張ってくださいという形の支援と、新たに支援をしていただける人の頭数を増やしていくという支援と両方の形で市としては支援をしておるといことになります。これが2点目についてのお答え。

3点目は、人材育成という意味での人材の考え方というところになるかと思えますけれども、これについては、竹岡委員おっしゃってくださったように、人材の考え方というのは、もちろんサービスによって、きちりとした資格がないと従事できないサービスもあれば、割とボランティアのように従事していただけるようなサービスというものもあります。ですので、特にこの人材確保という言葉の中には、特定の資格を持った人というふうに限定するような人ではなく、まずはやはり、障害のある方の実際の生活上のお困りからスタートをして、どのような助けが必要なんだろうというところに必要な人材がどういう人なのか。それが資格がある人でないと無理なのか。あるいはそうでなくても、ちょっとお手伝いしてくれる人でもいいのかというような、そのニーズに応じて人材というものを確保するための手段を考えていくというのが流れになるかなというふうに思っています。

以上です。

ありがとうございます。竹岡委員、よろしいですか。

ありがとうございました。

ありがとうございました。ほかに御意見とかございますかね。

どうぞ山口委員、お願いします。

山口です。

資料1の9ページの居住系サービスの評価のところ、「どこで暮らしたいか」という希望を反映できるよう、居宅でのサービスも検討し進めていくということなんですけれども、地域移行のお話もありましたけれども、やはりその当事者さん、御本人さんがどこで暮らした

中西会長
竹岡委員
中西会長

山口委員

いかというところをしっかりと選択できるというか、選択肢があるということが前提ですので、これ今、数字見ていただいたら分かると思うんですけど、知的の方の数字がすごい多いんですけども、身体の方というところがグループホームなんかは特に少ないということで、これは茨木市に限ったことではないんですけども、身体の方が、特に車椅子を押した不自由な方が入居できるというグループホームが本当に最近も施設をしらみ潰しに探してみたんですけどもほとんどなく、あっても満室ということで、実際にバリアフリーの工事だったりとか、介護ができるスタッフさんが必要だったりとかというところに問題があるのかなあとは思っているんですけども、グループホームも身体の方が非常に少ないというところで考えていけないところかなというふうに思っています。後、そういうところで地域で身体障害の方も独り暮らしをしたいということになると、やっぱり重度訪問介護とかのサービスが必要になってくるんですけども、そこら辺もなかなか支給の面で難しいなと日々感じる場所もありまして、私も何人か支援させていただいているんですけども、親子さんが高齢になってきていて、もう将来どうしていこうかというところの考え、そういう状況にだんだんなってきたので、そういうお話もしたりするんですけども、グループホームもないよね、ヘルパーさんに来てもらうのも今は難しいよねという話になってくると、本当に入所施設も近くのところが空いていたらいいんですけども、他市のほうに、他県のほうに行かないといけないとか、そういった状況がよくあるので、選択どころか、もう消去法のような感じで将来を考えていけないといけないのかなというところで、ちょっと寂しいなというか、思っている場所もありまして。

後、私も入所施設、何件か、相談支援をやっている協議会の立場で出ているんですけども、相談支援専門としても働いてますので、何ケースか、やはり地域での独り暮らしを考えている方、後、グループホームに入られた方、後はなかなか地域で難しく、他市の、他県の入所施設に行かれた方っていろいろ今までいたんですけども、割と結構おうちで暮らしたい、一人で暮らしたいということになると、なかなか、やはり支給決定の面で結構何回も交渉しないと、なかなか下りてこない、一方で入所施設とか、グループホームの場合は、ずっと支給が下りるみたいのところもあって、その辺地域で、やはり自分の地域でというか、暮らしたい場所で暮らしていけるというところに対して、やはりその支給決定の際も入所施設というところでも何とか茨木で暮らしていけないのかなとか、そういうところのお話合いとかもできたらいいのかなというふうに思っていますので、ちょっとその辺

も一緒に考えていけたらというふうに思っております。

後、さっきも出ていたんですけれども、相談支援のところ、私も前期委員やらせてもらっていたんですが、毎回これを御質問しているんですけれども、今、大人の方、子供の方、全支給決定者数のうちの何人の方が今、計画相談がついているのかなというところの数字をもし、今分かるのであれば、これも御質問なんですけれども教えていただけたらと思います。

以上です。

中西会長

ありがとうございます。誰もがどこでも暮らすという辺りで、ただ、現状、グループホームとかは通りやすいんですけれども、なかなか自宅では難しいケースがあるということで、その辺りの現状とかも含めての御質問かと思っております。後、相談の御質問やったと思うんですけれども、実際の算用ですかね、その辺り、事務局のほうから何か、お答えとかありますでしょうか。

藤山障害福祉
課長代理

すみません、特に御質問ということではなかったんですけれども最初のほう、ホームとか重度訪問介護とか、そこについて少しだけ。グループホーム等については、開設の補助を茨木市ではずっと実施をしております、年に1件、2件という形で御利用いただいたりもしております。ただ、山口委員、おっしゃってくださったように、特に重度身障の方に対する支援がなかなか増えてこない。また、お住まいの場という性質もありますので、障害種類だけじゃなくて、いわゆる男女の問題もあるかなと。男性、女性が同じグループホームに住むわけにはなかなかいかないと思いますので、女性専用、男性専用という形で、もう整備をしていかないといけないということでは、なかなか細かいニーズに全て対応できる支援というのが一気に増えてこないということはおっしゃるとおりかなと思っております。また、その辺も、なかなか今の補助の在り方だけというところもあるのかもしれないのですが、実際にその辺の今、どういう支援人材が必要であるのかというのが、もう少し具体的に詰めていくことができれば、あるいは先ほどいった支援人材を育成するためのスキームの中にこういう人材が今、手の中に必要であるというのをもう少し明確にして、その人たちを重点的に育成するための研修であったり、取組であったりということが見えてくるのかなというふうにも思いましたので、非常に意義のある御意見頂けたと思っております。ありがとうございます。

その重度訪問介護の支給決定。支給決定については、いろいろ難しい部分もあるのですが、やはり制度の仕組み上の話でいいますと、グループホームや施設入所については、やはり1日幾らという形の報酬になっていまして、重度訪問介護、ホームヘルプについては1時間

	<p>何ぼというような形での報酬体系になっていることもありますので、もちろん、その1時間何ぼという形であるので、この時間に何をしますかということ、支給決定の際には、施設入所のような日額で算定されるものよりは、詳細にももちろんお尋ねさせていただくというのは、サービスの性質上、ある程度仕方ない部分はあるのかなというふうには思っています。</p> <p>また、もちろん、その支給業務の話もそうですけれども、長時間の支援サービスになりますので、こちら、やはり支援人材というものがどうしても、今後例えば利用が進んでくれば、人材不足という壁に必ず行き当たるというふうにも考えておりますので、こちらについても人材育成の仕組みの中に何とか載せていけないかなというふうに思いますので、また、具体的な支援に必要なスキルの中身であるとかいうところについては、個別に別の場で御意見頂戴できればと思いますのでよろしくお願いします。</p> <p>相談支援の実情のことについては、ちょっと、また別の担当からお伝えします。</p>
名越福祉総合相談課相談二係長	<p>すみません、福祉総合相談課、名越と申します。</p> <p>令和2年度になりますけれども、障害福祉サービス(者)の分になりますけれども、支給決定の割合につきましては37.7%となります。以上となります。すみません、障害児につきましては、20%となります。</p>
中西会長 山口委員	<p>以上となります。</p> <p>山口委員、いいですか。今の数字とか、お聞きになられて。</p> <p>すみません、去年お聞きした数字をはっきり覚えてはないんですけども、減ってるなという印象を受けております。大人をもう少し、大人のほうも少し、増えてますかね。</p>
名越福祉総合相談課相談二係長	<p>すみません、福祉総合相談課、名越と申します。令和元年度につきましては、支給決定者数は1,901人で、計画相談が入った人数が691人で、率としましては36.3%。令和2年度につきましては、サービスの支給決定者数が1,949人で、計画相談の決定者数が734人と増えておりまして、導入率も37.7%と増えております。</p>
山口委員	<p>以上です。</p> <p>すみません、認識が違ったので、すみません、ありがとうございます。</p>
中西会長	<p>ありがとうございます。どうでしょう、質問ないですかね。その他どうでしょうか。資料1に関してないですか。</p>
宮林委員	<p>宮林さん、お願いします。</p> <p>今頃、こんなこと聞くこと、恥ずかしいんですけども、私も計画</p>

	<p>相談というの、すごく、ある意味大事かなと思うんです。当事者であっても、これだけたくさん福祉サービス、自分に何が当てはまるのか、正直分からない部分がたくさんあります。例えば、視覚障害の方なんかだったら、65歳以下の方だったら、計画相談に乗せてもらえるというか、利用できると思うんですけど、65歳以上の方というのは、まず介護保険が優先されますので、介護保険のケアマネジャーさんがほぼ生活全ての相談に一元的に従事されると思うんですけども、そうではない部分もあるんですけども、何せ65歳からは介護保険が優先ということで、障害福祉サービスも、もしかしたら利用できるのもあるんじゃないかという、必要な部分があるというのもあると思うんですよ。なかなかその辺の兼ね合いが以前から難しいなというふうに感じているんです。なので、今さらあれなのかもしれないんですけど、65歳以上の方の計画相談というのは、あり得ないんでしょうか。</p>
<p>中西会長</p>	<p>ありがとうございます。その辺り、事務局はどうですかね。65歳以上の相談あるかということですけど。</p>
<p>刈込障害福祉課認定給付係長</p>	<p>障害福祉課の刈込です。</p>
	<p>65歳以上の計画相談についてもあり得ないことはないという回答になります。基本的にケアマネさんがついていますので、原則的にはケアマネさんというのは、介護保険のサービスもそうですし、いろんなフォーマル、インフォーマルの全てのサービスについて調整するというような機能を持っていますので、原則としては、もうケアマネさんがついていたら、ケアマネさんをお願いしますという形になります。ただ、障害特性上、どうしてもサービスを利用するに当たって、計画相談が必要というようなときには、計画相談をつけることも可能かなというような形になります。ただ、今の現状においては、先ほども申し上げましたとおり、マンパワーが全体的に不足してしまっていて、パーセンテージ的にも37%ということですので、なかなか、そのところを全部つけていくというのは、なかなか難しいですし、原則的にはケアマネさんがそこら辺のところは計画を立てていただくという形になっておりますので、原則はケアマネさん。ただ、事情によっては、勘案事項を勘案して認める場合もあるというような回答になります。</p>
<p>中西会長</p>	<p>以上です。 よろしいですかね。</p>
<p>太田委員</p>	<p>太田委員、どうぞ。 6ページの訪問系サービスのところなんですけれども、その評価ですね、後、短期入所のほうと併せてという形になってしまってるん</p>

です。ここについてはね、前の分科会でも、やはり訪問系は訪問系でしっかりと評価をしてもらう必要があるんじゃないかということでお伝えをして、こちらの総合保健福祉計画の見直しのほうでは分けて、作っていただきました。ということもありますので、分けて評価をしてもらいたいと思います。

後、ここの数字の見方といいますか、例えば、知的障害者の重度訪問介護なんですけれども、これは令和2年度のところでは、1, 118時間となっていて、進捗率が373%みたいなすごい数字になったりもしているので、この辺り、見込量は要するに実体とあってないということがここでも分かると思うんですね。この辺りをまた、次の計画のほうでは若干修正はしていただいています、令和3年度の見込量として、1, 237時間というふうになってたと思うんです。出ますかね。ちょっとその辺、事前に調べてたんですけれども。この1, 118時間、令和2年度との、その令和3年度の見込ですね、1, 237時間のこの差が、119時間になってるんですね。この上の事業者の人数、これが令和2年度は3名、令和3年度は5名になってるんですね。要するに2人増えて、でも、時間は119時間しか増えていない。これは、重度訪問介護というのは、もう皆さん御承知のとおり、長時間のヘルパー制度ですから。実体として、既に前年度、議論でありましたけれども、ここの3名となっていますが、実はもう一方、この知的障害の方でここに入ってくる方がおられると。これを恐らく、次のここの数字には入ってくるんだと思うんですね。なので、少なくともこのあと1名の方、この方、私支援をしておりますけれども、この方でも相当な時間数がありますので、この119時間ということでは、とても実体と差があるということなんです。さらに5名と、もう一人増やすということであれば、とてもじゃないけれども、このあまりにも実体と乖離しているということがありますので、そういったところ、以前も確認させてもらいましたけれども、この数字が、そうだからといって、もうここから119時間しか、支給決定しませんが、119時間しか認めませんというようなことはしないということで確認はさせてもらってますけれども、ただやはり、計画にそう出してしまうと、分かってない方とか、多くの人、そんな分かりませんからね。じゃあ、例えば、後でまた、出てくるとは思いますけれども、認定給付専門員という方がそれを見て、この支給決定をする際に、この時間多過ぎるなど、これは減らさないといけないというような勘違いをしてしまう。適正化を図る、そういう専門員が不適正な対応をしてしまいかねないなというようなところが心配されますので、その辺りをしっかりと認定給付係のほうでは気をつけていただきたいと思います。

中西会長	<p>す。</p> <p>ありがとうございました。その辺り、何か端的でも構いませんので、お返事いただけたらありがたいんですけども。</p>
井上障害福祉課長	<p>障害福祉課長の井上です。</p> <p>御心配をいただいているところですけど、当然、本課の職員ですから計画の趣旨内容というのは理解した上で事務に当たりますし、そもそも、この時間数だから多いとか、少ないということではなくて、その方の個別の必要性の積上げでもって支給決定をやってまいりますので、御懸念のようなことはございません。</p>
中西会長	<p>以上です。</p> <p>ありがとうございます。すみません。まだ、いろいろと御質問もあるかと思いますが、少し時間が来ておりますので、一旦この議題に関しては終わりにさせていただきます。どうしてもという方おられましたら、また後程メール等々で事務局のほうに出していただきたいと思えます。</p>
藤山障害福祉課長代理	<p>そうしましたら、急がして申し訳ありませんが、続いて、議題3の「令和3年度 障害福祉関連事業について」事務局のほうから、よろしくお願ひします。</p> <p>それでは、議題の3といたしまして、令和3年度の障害福祉関連事業につきまして、御説明させていただきます。</p> <p>お手元の資料でいきますと、2ということになります。御覧ください。</p> <p>この資料ですが、障害福祉課、福祉総合相談課、子育て支援課が所管しております事業の中で、本年度、令和3年度の新規事業、あるいは拡充事業について御説明させていただく資料になります。</p> <p>説明につきましては、それぞれの課の担当から順にさせていただきます。</p> <p>まずは、障害福祉課所管事業としては、5点挙げさせていただきます。</p> <p>一つ目としては、障害福祉計画（第6期）の実施ということで、まさにこの分科会の中で議論していただく内容ということになるんですが、昨年度までに本分科会等で御検討いただき、そこで策定しました計画を今年、令和3年度から3年間の計画期間で実施が4月からスタートしております。</p> <p>今期の計画から新たに加わりました成果目標等を含めまして、計画の進捗に関しては、この分科会において、適宜報告させていただきまして、委員の皆様から先ほどのように御意見を頂戴する予定にしております。</p>

名越福祉総合
相談課相談二
係長

二つ目につきましては、日常生活用具の品目拡充、及び三つ目については、重度障害者福祉タクシー料金助成事業の充実ということで、これについては、それぞれ制度を利用される方のニーズに応じて、利便性の向上等を図ったものになります。

4点目、5点目については、簡単に紹介だけになるんですけども、障害福祉サービス認定給付専門員、先ほど、太田委員も少し、意見の中で触れられましたけど、これを市として増員しましたよというお話と、地域活動支援センターⅢ型事業の報酬を増額する形での報酬改定を行っていますということを挙げさせていただいております。

引き続き、福祉総合相談課のほうから説明します。

福祉総合相談課、名越と申します。引き続き、説明のほうさせていただきます。

墨字資料につきましては2ページ、点字資料につきましては、4ページのほうを御覧ください。

一つ目につきましては、地区保健福祉センターの整備となります。こちらにつきましては、福祉計画の26ページ、点字資料につきましては第1巻の83ページの中ほどに地区保健福祉センターのイメージ図というものがございますので、これも併せて御確認いただければと思いますのでよろしくお願いいたします。説明につきましては、先ほど戻りまして資料2の墨字資料2ページ、点字資料4ページに沿ってさせていただきます。

子供から高齢者、障害者など全ての人が安心して暮らし続けることができる地域共生社会の実現を図るため、令和3年4月に1か所目となる東保健福祉センターを開設いたしました。

引き続き、障害者相談支援センター、地域包括支援センター、いきいきネット相談支援センター（CSW）等の関係機関が連携の上、それぞれの専門性を発揮する、全世代・全対象型の包括的な相談支援体制を構築し、新たな地区保健福祉センターの整備に取り組んでまいります。

続きまして、2点目となります。

特定相談支援事業所開設等補助金の創設でございます。こちらにつきましては、障害者の相談支援体制の強化や計画相談支援を希望する人にサービス提供できる体制の構築を目指すため、本市で新たに特定相談支援事業所を開設する事業者に対しまして、補助制度を創設いたしました。

補助内容につきましては、開設に必要な経費としまして、1回につき50万円、開設後の運営に必要な経費としまして、12か月間で120万円、月10万円です。相談支援専門員の人件費としまして、1

2か月間で340万円を補助として計上しております。

最後になりますが、地域生活支援拠点等についてでございます。

こちらにつきましては、イメージ図が計画のほうで140ページ、点字資料でいきますと、第3巻の127ページの最後の行のところに記載があります。

本市の生活支援拠点等は、面的整備として整備を行いました。拠点という名前がついておりますので、地区保健福祉センターのような建物ができるといったイメージを持たれる方がいらっしゃるかもしれませんが、そうではございません。面的整備とは、地域生活支援拠点等の5つの機能、1相談、2緊急時の受入れ・対応、3体験の機会・場、4専門的人材の確保・養成、5地域の体制づくりを担う地域の複数の事業所が連携を行い、つながることで、障害者等の生活を地域全体で支える体制を構築するものでございます。

それぞれの機能につきましては、1の相談につきましては、障害者等からの相談に応じる機能、2の緊急時の受入れ・対応につきましては、介護者の方が急に介護などができなくなった場合、障害者の方を預ける場所やサービスの調整などで苦勞することがないように、短期入所先と契約をしておったり、定期的に利用することで、慣れた短期入所先をスムーズに利用できるように調整を行う機能になります。

3番目の体験の機会・場につきましては、病院、施設からの地域移行や親元からの自立等に当たって、グループホーム等の障害施設サービスの利用や、独り暮らしの体験の機会の場を提供する機能。

4専門的人材の確保・養成につきましては、福祉的人材の確保や育成に関する研修等の企画・運営を行う機能。

5地域の体制づくりにつきましては、個別事案などから地域の課題を把握し、解決策など協議するなど、関係機関との連携体制を構築するかとあります。

資料2に戻りまして、地域生活支援拠点等の各課の取組につきまして御説明させていただきます。

墨字資料につきましては、資料2の2ページ目、点字資料につきましては、資料2の5ページの一番下を御覧ください。

障害福祉課の取組となります。

本市では、障害者等の高齢化・重度化や親亡き後を見据え、障害者等やその家族が安心して地域で暮らしていくための様々な支援を切れ目なく提供できる仕組みとして、地域生活を支援するための機能を備えた複数の事業所が連携し、つながることで障害者等の地域の生活を支援する体制の整備を行いました。

今後は、令和3年度の試行的期間を通しまして、拠点等の運用が効

中島子育て支援課参事	<p>果的・効率的になされているか、自立支援協議会の機能を活用して、検証効果を行っていきます。</p> <p>続きまして、福祉総合相談課の取組となります。</p> <p>拠点等の5つの機能であります「相談」、「緊急時の受入れ・対応」、「体験の機会・場」、「専門的人材の確保・養成」、「地域の体制づくり」を充実させ、面的に支えていくための令和3年度は試行期間として取り組んでまいります。</p> <p>令和4年度からの本格運用に向けまして、各圏域からモデルケースをあげて、指定相談支援事業所や障害者相談支援センター、基幹相談支援センターが連携を行いながら、相談支援を行うなど、相談支援体制の充実や関係機関の連携体制を作っていきます。</p> <p>以上になります。</p> <p>子育て支援課です。点字資料8ページです。</p> <p>障害児福祉計画（第2期）では、前計画の視点・考え方を引き継いだ取組を行っていきます。</p> <p>また、保護者支援の重要性についても言われておりますことから、新たな指標として、ペアレント・トレーニング等のプログラムの受講者数やピアサポート活動への参加人数を加えています。今日お越しの多本委員や大川委員もこうした保護者支援に取り組んでおられます。</p> <p>続きまして、医療的ケア児支援のための関係機関協議の場の充実ということで、関係機関同士の共通理解や連携を深めながら、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進する役割として、自立支援協議会の子ども支援PTに位置づけております関係機関の協議の場にコーディネーターを配置します、とありますが、ちょうどこの10月から配置します。これは、医療型の児童発達支援センター、藍野療育園（今日もそちらの福阪委員がおいでになりますけれども）同法人の相談支援事業所の相談支援専門員さんをお願いをしまして、医療の事例などを通して、関係機関の連携をこれから図っていただきます。具体的な取組につきましては、協議の場で検討しながら進めていく予定をしております。</p>
中西委員	<p>以上です。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、この資料2に関して、質疑・応答のほうに入りたいと思いますが、何か御質問とか、御意見ございましたら挙手をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。</p>
山口委員	<p>では、山口委員。</p> <p>資料2の障害福祉課事業のところで、認定給付専門員の増員というところだったんですけども、昨年度から、確か何人が増員されたと</p>

中西会長
太田委員
中西会長
太田委員

思うんですけれども、効果というか、支給の適正化というところも大切な点だと思うので、その辺の効果であったりとか、この専門員の方から、ちよくちよく御連絡を頂いて、この方のこのプランで実績、このプラン、例えば移動支援48時間ありますけれども、実績が24時間しかありませんから、今後必要でしょうかという連絡がちよくちよく頂くんですけれども、それは、サービスのプランチェックというところで必要なのかもしれないですけれども、計画相談に入ってる人だけにそういう連絡をしているのか、例えば、御本人さん、当事者さんのほうにも連絡をされているのかというところ、ちょっと御質問です。

もう一点。福祉総合相談課事業で、開設の補助金の創設ということが今年度あったと思うんですけれども、これに対して、対象となるというか、手が挙がる、もう締切りがもう過ぎられるかなと思うんですけれども、実績があったのかどうかというところと、後、これは直接、職員の方にお話ししてるんですけれども、新規開設だけじゃなくて、既存の事業所が人材を増やしたいというときに、私の事業所なんかも、もう相談支援一本でやってるもので、人材を増やそうと思うと、なかなか難しいところがあるので、その既存の事業所が相談支援者もう1名増やしたいんだというときに、人件費などの補助があれば、非常に助かるなといったことで、意見として言わせていただきます。

以上です。

ありがとうございます。

ちょっと関連して。

太田委員。

すみません。ちょっと時間もなので、山口委員の最初の質問のところに関連しますので、併せて質問させてもらいたいと思います。

この認定給付専門員のところに関連して、そもそも認定給付専門員というのは、どのような人なのか、どのような資格を持っているのか、どのような実務経験を持っているのかというようなところを教えてくださいたいと思います。

後、この給付費の適正化ということが書かれていますが、これは具体的にどのようなことを表しているのか。例えば、支給決定時間とか、新規利用者数の上限的なものが内規としてあって、そういったものを基準に、この適正化を図るというようなことであるのかというようなところをちょっと教えてほしいなと思いました。

後、ここから意見ですけれども、この支給決定に関連しまして、重度訪問介護について、この間、夜間ですね、夜間の見守り、重度訪問介護はこの見守りも含めた支援なんですけど、この夜間の見守りは認めないというような不適正な話ができているというところがありました。

て、一つ、ちょっとこの間の国のほうの通知を紹介しておきたいと思
います。今年度の報酬改定、厚労省のほうから障害福祉と労基局が調
整の上でQ&Aが出て来たんですけども、この中で、この夜間支援
の支給決定の在り方と手待ち時間ですね、労働者の手待ち時間につ
いて明確に示されたということがあります。グループホーム夜間支援に
ついて、このQ&Aの間40というところでは、「休憩時間とは、労
働者が権利として、労働から離れることを保証されている時間であり、
仮眠を取っている時間であっても、障害者のコールに対応するために
待機している時間、いわゆる手持ち時間は、休憩時間には当たらず、
労働時間として取り扱わなければならないこと」で、次に、重度訪問
介護の夜間支援について、問21、これは「労働時間として取り扱わ
なければならない待ち時間についても、サービス提供時間として取り
扱われるべきものであることから、当該時間が報酬の対象とならない
ということがないように留意すること。」というふうに国のほうから
通知が出てますので、こういった国の方針ですね、この制度の方針を
しっかりと踏まえて、この専門員の方についても適正に支給決定をし
ていただきたいなと思います。よろしくお願いします。

中西会長

ありがとうございました。

そうしましたら、今の山口委員と太田委員の質疑に関して、事務局
のほうからお答えいただけますでしょうか。認定給付専門員の増員
の件等に関してですけれども。

刈込障害福祉
課認定給付係
長

障害福祉課の刈込です。

まず最初に、山口委員の質問について、基本的にケアプランチェッ
クというのをしてまして、専門員がしている業務というのは、基本的
に障害者総合支援法に求めるところの勘案事項の勘案というところ
です。勘案事項の勘案というところの中に、時間数の実績とかを勘案し
て支給決定するということですので、そこら辺の実績を見ていって
というようなところになります。これは当然、計画相談が入っている
ところに対してのチェックということで、確認というのも当然させて
いただいていますし、それプラスアルファ計画が入っていないセルフプ
ランの方についても一定確認はさせていただいています。新規件数は
今のところ、訪問で、また今後役割も変わってくるかもしれませんが、
現場に行って確認をする中で、この方は、ちょっと計画入ったほうが
いいんじゃないかとか、そういうような話もしながら、実際に時間数
が本当にこの分が必要なのかというところもそうですし、逆にこうい
った例えば、日中の活動であるとか、こういうサービスを入れたほう
がいいんじゃないかというようなお話もさせていただいているところ
になりますので、この適正化というのは、勘案事項をしっかり勘案し

井上障害福祉課長	<p>ていこうというような趣旨ですので、まずもって、抑制をしていくというのが目的ではないというようなことだと考えておりますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>資格要件につきましては、社会福祉士の資格を所持している職員が3名、今配置させていただいているところになります。全ての人員ではないんですけれども、相談支援専門員の相談支援をしていた経験のある職員を配置しております。</p> <p>以上です。</p> <p>障害福祉課長の井上です。</p> <p>適正化の考え方というところ、刈込とちょっとかぶるところも出てくるんですけれども、ここで言う適正化というのは、御本人さんのニーズにあったサービスを支給決定するというところなんです。ですので、どういう人であるから、もう支給決定はあなたに出さないんだとか、逆に、こういう条件の人だから、最初から何十時間、何百時間が出せるとかという、そういう一律的なものではなくて、あくまでも個別、お一人お一人のニーズをしっかりと勘案していく、必要性というところですね。障害福祉サービスで支給決定するし、必要なところをお一人お一人内容を拝見するというところですから、今、支給決定している中で、必要よりも多ければ、必要なサイズに合わせますし、逆に、この人にとって、もっとこのサービスが必要なんじゃないだろうかというところであれば、そこは御提案させていただく。いずれにしても、御本人さんのニーズに沿って、支給決定をするという意味合いであるという御理解でお願いいたします。</p>
名越福祉総合相談課相談二係長	<p>福祉総合相談課の名越です。</p> <p>最後に補助金の件なんですけれども、募集期間は終わってはいるんですけれども、問合せは何件かありましたけれども、実際の応募は0件でございました。今後につきましては、再応募を行うかどうか、応募を行うにしても、条件を緩和するか、変更するかどうかにつきましては、現在検討しているところになります。</p> <p>あともう一つ話がありました、既存の事業所に対する人件費等の補助金に関しましては、これにつきましても一つ、検討材料かなというふうには認識はしておりますので、今後検討していこうかなというふうに思っています。</p> <p>以上です。</p>
中西会長	<p>ありがとうございます。</p>
太田委員	<p>太田さんどうぞ。</p> <p>今、井上課長の説明、ニーズに合った支給決定というのが給付の適正化ということなんだということで安心をしました。この先ほどお伝</p>

<p>中西会長 井上障害福祉 課長</p>	<p>えしました国の通知、この夜間支援についての国の通知を基に大阪府も他市では、これまで認められていなかった夜間の支給決定、これも認めていくようなことを検討が始まっています。ぜひ、茨木市でもそういったところに着手をしてもらいたいと思っています。</p> <p>後、先ほど、井上課長もおっしゃっていただいたようなニーズに合った支給決定が実際にはなされない場合。そういう場合に、じゃあ、この相談員なりはどこにこれはおかしいということをお伝えをすればよろしいでしょうか。その辺りをできれば教えていただければ。</p> <p>よろしく願います。</p> <p>支給決定に関する内容ですけれども、ニーズに沿ったというところが、当然、支給決定、現状は市町村ということになりますから、支給決定として必要、これは御本人さんのニーズだということで決定したところと、個々の相談支援専門員さんが考えるニーズとの間に乖離があるというようなことは、やはりたくさん事務をすれば出てくることあるかと思えます。基本的には、この支給決定の過程で、御本人さん、相談支援専門員さん、そして市町村の中でそのすり合わせをして、支給決定に至るということが一番望ましい形だというふうには考えてはおりますが、結果として、その部分、市が必要だと決定したところと、その内容に不服があるということであれば、その相談支援専門員さんがどこかに言っていくというようなところはございませんが、御本人さんの権利として、行政不服審査法による審査請求という救済制度もございます。</p>
<p>中西会長 太田委員</p>	<p>以上です。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>それ以外には、相談支援専門員なりは、どこにも言っていけないということになるんですか。福祉指導監査課で、その辺り指導していただくことが、例えばできないんでしょうか。</p>
<p>井上障害福祉 課長</p>	<p>福祉指導監査課は、支給決定権者に対する指導の権限は持ってございません。支給決定権者への指導権というようなところは想定されてないところですので、その内容のところにはずれがあるということであるならば、あくまでも協議調整というところが相談支援専門員さんのできる窓口ということになるかと思えます。</p>
<p>中西会長 太田委員 中西会長 山口委員</p>	<p>以上です。</p> <p>太田委員、よろしいですか。</p> <p>はい。</p> <p>山口委員どうぞ。</p> <p>すみません、時間も押してるのにすみません。単にそういうすり合わせという、先ほども相談支援専門員がなかなか足りないんだ、増え</p>

ないんだというところで、やはりそういった支給決定に関するすり合わせというところの負担といいますか、かかる時間というのがケースによってはすごく取られる。当事者さんと市町村との間で私らが動くので、結構その部分がみんなしんどい思いをされてるんじゃないかなというところもありまして、昨日ちょうど、自立支援協議会の相談支援部会があったんですけれども、このコロナのこともあって、なかなか相談員同士、顔を合わせる機会というのも最近少なくて、Zoom会議とかも、どうしても多くなって、なかなかこうやって集まって、皆さんで愚痴じゃないですけど、話しする場というのもやはり少ないもので、最近、結構いろいろ聞こえてくるんですよ。しんどい、しんどい、そういうところで、今後対面が増えてきたらいいかなと思うんですけれども、協議会のほうも、昨日、障害福祉課さんのほうも今後出ていただけるということでお話も頂いてまして、その中で、顔の見える関係をしっかり作りながらやっていこうということお話をされてましたので、そういうところをしっかりと活用して、連携というかそういう体制を作っていけたらなと思うのと、我々も力をつけていかなあかん部分というのはたくさん、プランの作成とかそういうことに関してありますので、そういうところでしっかりと連携を取ってやっていけたらなというふうに思っていますので、その辺の業務の効率化じゃないですけど、しっかりとスムーズに指示・決定までが行っていただけるような仕組みが作れたらなというふうに思っています。よろしく願います。

中西会長

ありがとうございます。少し時間をちょっと過ぎてますけれども、特に今のところ、資料2に関して、終わらせていただきたいと思えます。

そうしましたら、続きまして、議題4のほう、「市立施設の在り方に関する検討について」ということで、事務局のほうから御説明をお願いしたいと思います。

藤山障害福祉課長代理

それでは、議題の4といたしまして、「市立施設の在り方に関する検討について」で説明させていただきます。お手元の資料3を御覧いただきますようお願いいたします。

この障害福祉計画の第6期の計画期間中における課題としても掲げておりますとおり、かしの木園、ともしび園、ハートフルという市立の3施設、現状、指定管理という方法で運営をさせていただいておるところであるんですけれども、この3施設の指定管理の期間が来年度令和4年度末をもって、今の指定管理期間の満了となるということで、この先、要は令和5年度以降の施設の在り方について、どういう施設として存在すべきかということですが、御意見や御議論いただ

きまして、方向性を決定するその中身に反映をしていこうというものです。これは、現時点において、何らか決まった方向性がある、それを前提とした議論では一切なく、よりよい施設の在り方について広く御議論いただきたいという考えであります。

検討会議のスケジュール及びメンバーにつきましては、資料でお示ししているとおりです。このメンバーについては、中西会長と調整をさせていただきました上で、この11人の委員の中から、特にこういった検討に必要な知見をお持ちであろうというような方を委員の中から選抜をさせていただきました、事前にこの5名の方には御連絡させていただいて、御内諾を頂いておるところです。

詳細な会議日程につきましては、それぞれ5人の方の御都合もありますので、ちょっと押しはおるんですが、本日の会議終了後に、ちょっと残っていただいて、御参加いただく委員の皆様が集まっていたきまして、御都合のすり合わせをしたいと思っておりますので、5名の委員の方は、会議終了後、ちょっとだけお待ちいただきますようお願いいたします。

予定しております検討会議の中身、どんな内容が検討されたのかということにつきましては、今年度、第2回の本分科会、この11名全ておそろいになる分科会の中で、その検討会議に御参加以外の委員の皆様にも報告をさしあげる予定にしております。

議題4に関する説明は以上です。

ありがとうございました。

そうしましたら、議題4、資料3の「市立施設の在り方に関する検討について」の質問・意見等ございましたら、お願いしたいと思います。ございますでしょうか。よろしいですかね。特にないですかね。

では、これに関しては特にないようですので、これでお認めいただくという形をお願いしたいと思います。

メンバーの方は、ちょっと会議終了後残っていただくようお願いいたします。

そうしましたら、議題5「その他」についてということです。何か、事務局のほうからございますでしょうか。

「その他」につきましてはですが、事務局のほうからは特に用意の議題というのはないんですけども、会議の冒頭のほうで少し、会長からもお話しいただきましたように、少し今回、会議が時間がタイトに実施させていただいたということもありますので、あるいは委員の皆様の中でちょっとこれ聞きたかったけど聞けなかったなというような方もいらっしゃるかもしれません。ですので、そういうような方につきましては、メール、あるいはお電話でも結構ですので、会議終了後

中西会長

藤山障害福祉
課長代理

中西会長	<p>に、またこちらのほうにお尋ねをいただきましたら、また、委員の皆様にも回答も含め、共有するような形でお返事もできますので、会議終了後も結構ですので、改めて、また何かお尋ねなりたいことがあれば、御質問いただければと思います。</p>
宮林委員	<p>以上です。</p> <p>ありがとうございます。委員の方々から本日の議題等でこれだけは言っておきたいことなどありましたらいかがでしょうか。</p> <p>宮林委員、お願いします。</p> <p>この計画の中で、最も大事とされている地域移行についてもそうですし、相談支援事業でも、各種福祉サービスにしても、大体キーワードが見えてきたかなという気がするんですね。現在の不足ということと、それから、そういう社会資源の不足というのかな、例えば重度の身体障害者の方が利用できるグループホームがないとか、そういうふうな場づくりの問題というのはすごく大きな課題として挙げられるんじゃないかなというふうに思っていますので、その辺りを視野に入れて、今後いろいろな面で議論をしていく必要があるなというふうなことをちょっと感じました。</p>
中西会長	<p>以上です。</p> <p>ありがとうございます。ほか、もうよろしいですか。御意見とか。ほかに御意見ないようですので、いい話をありがとうございました。本日の議題案件は今日これで終わりたいと存じます。</p> <p>皆様、長時間にわたり、御協力ありがとうございました。私初めてで非常に拙くて、特に3番目、4番目の議題に関しては、すごい短い答弁で終わりましたけれども、本当に申し訳ございません。ということでありありがとうございました。</p>
刈込障害福祉課認定給付係長	<p>それでは、事務局のほうにお返しいたします。</p> <p>委員の皆様におかれましては、長時間お疲れさまでした。</p> <p>それでは、事務連絡をさせていただきます。</p> <p>まず、本日の会議録につきましては、事務局で会議録案を作成し、後日、委員の皆様にお送りさせていただきますので、また、御確認いただきますようによろしくお願いいたします。</p> <p>次回の分科会は、令和4年1月頃を予定しております。開催までに、また、改めて御案内さしあげますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、本日はこれにて以上となります。</p> <p>本日は誠にありがとうございました。</p>